

公募型見積合わせ公告

国立大学法人大阪大学において、次のとおり公募型見積合わせ方式に付します。

1. 調達内容

- | | |
|--------------|--|
| (1) 調達番号 | 医経024 |
| (2) 調達件名及び数量 | 国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科幹細胞遺伝子治療学共同研究講座におけるレンチウイルスベクター溶液の調製 |
| (3) 請負完了期限 | 令和2年7月30日まで |
| (4) 納入場所 | 大阪大学大学院医学系研究科幹細胞遺伝子治療学共同研究講座 |

2. 見積参加資格

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。

3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書および受注者の資格及び条件を満たすことを証明する書類の提出場所、契約条項を示す場所、国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の交付場所及び問合せ先
〒565-0871 大阪府吹田市山田丘2-2
国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科経理課外部資金第二係
電話 06-6879-3045
- (2) 国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の入手方法
本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付します。また、インターネットにより本学ホームページにアクセスし、参加者心得を出力することもできます。
- (3) 見積書提出期限
令和2年4月1日(水) 17時15分

4. その他

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他詳細は、国立大学法人大阪大学が定めた「国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得」および「製造請負契約基準」に定めています。

仕 様 書

(一般事項)

1. 請負の表示 国立大学法人大阪大学医学系研究科幹細胞遺伝子治療学共同研究講座
におけるレンチウイルスベクター溶液の調製
2. 請 負 期 間 契約締結日 ～ 令和2年7月30日
3. そ の 他 当該業務の履行については、国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契
約基準によるほか、下記の仕様によるものとする。
4. 請 負 代 金 請負代金は1回に支払うものとし、完了確認後、当該月の翌々月末まで
に支払うものとする。

(特記事項)

1. 受注者は、仕様書に基づき、業務を行うものとする。
2. 受注者は請負完了後、完了報告書を作成し、国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科
外部資金第二係へ提出するものとする。
3. その他詳細については、発注者と受注者との間で協議のうえ定めるものとする。
4. 仕様書に規定されない事項については、発注者と受注者との間で協議のうえ決定する
ものとする。

【詳細仕様】

概要

目的遺伝子を搭載したレンチウイルスベクターの調製を行う。レンチウイルスベクターの調製には、プラスミド DNA を用いてウイルスベクターの調製を行う為の技術、設備が必要であるが、専門的な知識や豊かな経験に加え専用の施設・設備が求められる。本件はウイルスベクター溶液の調製を行い、溶液中のウイルス量を確認することを目的とする。

1. 受注は、以下のとおり業務を行うものとする。

2. 供与物

プラスミド DNA 2種（必要量）、遺伝子情報提供書、ウイルスベクター調製プロトコル

3. 業務内容

(1) レンチウイルスベクター溶液の調製（1L）

- i. 宿主細胞にレンチウイルスベクタープラスミドを導入する。
- ii. 導入後の培養上清を回収し、フィルター濾過する。

4. 納品物

(1) 作業報告書（力価報告） 一式

3. 秘密保持

受注者は、業務の内容及びその進捗並びに本学の秘密情報に関して、一切他に漏洩してはならない。ただし、公知の情報、被開示当事者の責に帰すべき事由によらずして公知となった情報については、この限りではない。なお、請負期間終了後もこの秘密保持義務を負う。

4. その他

- (1) 各業務は、事前に本学担当者と打合せの上、行うものとする。
- (2) 本仕様書に定めのない事項および疑義が生じた場合は、発注者と受注者との間で協議の上、決定するものとする。
- (3) 受注者は臨床応用を考慮したウイルスベクターを調製する技術を持っていること。
- (4) 「治験薬の製造管理、品質管理等に関する基準(治験薬 GMP)について(薬食発第 0709002号)」に準拠した管理体制でウイルスベクターの製造、品質試験を実施できること。

第2号様式

見 積 書

調達番号：医経024

調達件名：国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科幹細胞遺伝子治療学共同研究講座におけるレンチウイルスベクター溶液の調製

見 積 金 額

金

円也

国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を熟知し、公募型見積合わせ方式参加者心得を承諾の上、上記の金額によって見積します。

令和 年 月 日

国立大学法人大阪大学 殿

住 所
会 社 名
氏 名
電話番号

[印]

- ※ 見積金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額を記載してください。
- ※ 見積書の日付は、提出日を記載してください。
- ※ 本学が見積公告【2. 見積参加資格（1）（2）】以外に見積参加資格を示した場合、それを有しているかどうか証明するための書類を見積書に添付してください。

請負契約書(案)

請負の表示 国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科幹細胞遺伝子治療学共同研究講座における
レンチウイルスベクター溶液の調製

請負代金額 金 円也(うち消費税額及び地方消費税額 円)

上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。

発注者国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科 研究科長 森井 英一と受注者 との間において、上記の請負(以下「請負」という。)について、上記の請負代金額で次の条項によって請負契約を結ぶものとする。

- 第1条 受注者は、別紙の仕様書に基づいて、業務を行うものとする。
- 第2条 受注者は、業務を行う上で知り得た発注者に関する事項を他に漏らし、又はほかの目的に使用してはならない。
- 第3条 請負の完了期限は、令和2年7月30日とする。
- 第4条 受注者は、業務の完了後、完了通知書を国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科経理課外部資金第二係に送付すべきものとする。
- 第5条 請負代金は、業務の完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。
- 第6条 請負代金の請求書は、国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科経理課外部資金第二係に送付すべきものとする。
- 第7条 契約保証金は免除する。
- 第8条 この契約についての必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。
- 第9条 この契約について、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者所在地の所轄裁判所の裁決により、これを解決するものとする。
- 第10条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため発注者及び受注者は、次に記名し、印を押すものとする。
この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和2年 月 日

発注者

吹田市山田丘2番2号
国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科
研究科長 森井 英一

印

受注者

[住 所]
[法人の名称又は商号及び代表者氏名]

印